

令和8年6月1日

労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社（以下、当社）では、コンサルティングサービスを主たる事業としておりますが、日米公認会計士等、専門家の派遣事業もあわせて実施しております。労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、当社の労働派遣事業に関する以下の事項についてお知らせいたします。

対象事業年度： 令和7年6月1日～令和8年5月31日

許可番号： 派13-302898

- ① 派遣労働者の数（令和8年6月1日現在）： 8名
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（対象事業年度派遣先数）： 7社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたり）： 102,323円
- ④ 派遣労働者賃金の額の平均額（1日8時間あたり）： 55,187円
- ⑤ マージン率等の情報公開： 42.5%

マージン率には、派遣社員に関わる法定福利費（7.8%）、採用・研修・福利厚生費等（4.3%）、派遣事業に関わる運営費（営業費および一般管理費）、営業損益を含みます。

- ⑥ 法第30条の4第1項の労使協定：

- 協定対象派遣労働者の範囲 - 派遣先でコンサルタント業務に従事する従業員
- 協定の有効期間 - 令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項：

- キャリア・コンサルティングの相談担当窓口 - 案件担当 DCD 及び TAM
- 教育訓練に関する事項 - 当社では公認会計士等の専門家が中心のため、業務に直接関係する資格維持費用の負担に加え、継続的教育（CPE）の支援として、Eラーニングや不定期の研修、自己学習の費用の一部負担などを行っております。

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項：

当社の取り扱う業務エリアは派遣業務においてもグローバル会計を中心とした専門業務であり、当社の派遣社員は公認会計士等有資格者が中心となっています。営業担当者も営業時に業務の相談を受けたり、アドバイスを同時に実施したりしており、また採用担当者も候補者の専門性を評価する必要があるために派遣社員同様に専門性をもった人材が担当しております。さらに高度な専門性と品質を維持するため、知識やノウハウの蓄積、調査・研究、海外ネットワーク構築等に関して相応の投資をしております。

以上